

一般財団法人 災害支援財団

(Disaster Support Foundation、略称「DSF」)

設立主旨

一般財団法人災害支援財団は、自然災害時や非常時(犯罪、急病等)(以下「災害等」)における被害を防止又は被害を減少させるために、平素から自助、共助の能力向上を図り、災害等発生時は国や地方自治体、消防団、警察及び自衛隊等と連携して、国民の生命財産を護る支援活動を実施することを目的とします。(弊財団が考える防災とは、自然災害及び非常事態を未然に防ぐ被害抑止、被害の拡大を防ぐ被害軽減、被害からの復旧までを含める概念である。)

・ 実施事項:

防災基地の構築と防災防犯を通じた安心安全対策、防災防犯活動要員の育成、防災教育の実施
防災防犯活動に貢献するヘリコプター操縦員(整備員)及びドローン操縦員の育成、活用

所在地・お問合せ先

本部事務所: 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-11-6 大丸ビル3階

電話: 03-5577-6645 FAX: 03-5577-6207

メール info@dsf-j.org URL <http://dsf-j.org/>

前橋事業本部: 〒379-2152 群馬県前橋市下大島町154-1

電話: 027-289-8181 FAX: 027-289-8182

佐世保事務所: 〒857-1163 長崎県佐世保市大岳台町2-2

鹿児島事務所: 〒892-0815 鹿児島市易居町10-12 村田ビル1F

(財)災害支援財団が提案する防災基地

- ① 発災直後、被害状況等の情報収集及び地域住民の避難誘導等に関して支援できること。
- ② 地区住民が防災基地に避難し、1ヶ月以上衣食住に関する最低限の支援ができること。
- ③ 市役所等の代替機能及び自衛隊が出動した場合に前進基地として使用できること。
- ④ 発災直後でも稼動し最低限必要となる電力を供給できる自立型発電能力の確保ができること
- ⑤ 通信インフラが倒壊しても、情報伝達できる通信・情報伝達体制の確保ができること。
- ⑥ 陸路が寸断されても、空路による監視及び輸送ができる航空能力の確保ができること。
- ⑦ 平時において、所要の人材を雇用し、防災及び防犯対策を準備し維持できる事業の運営

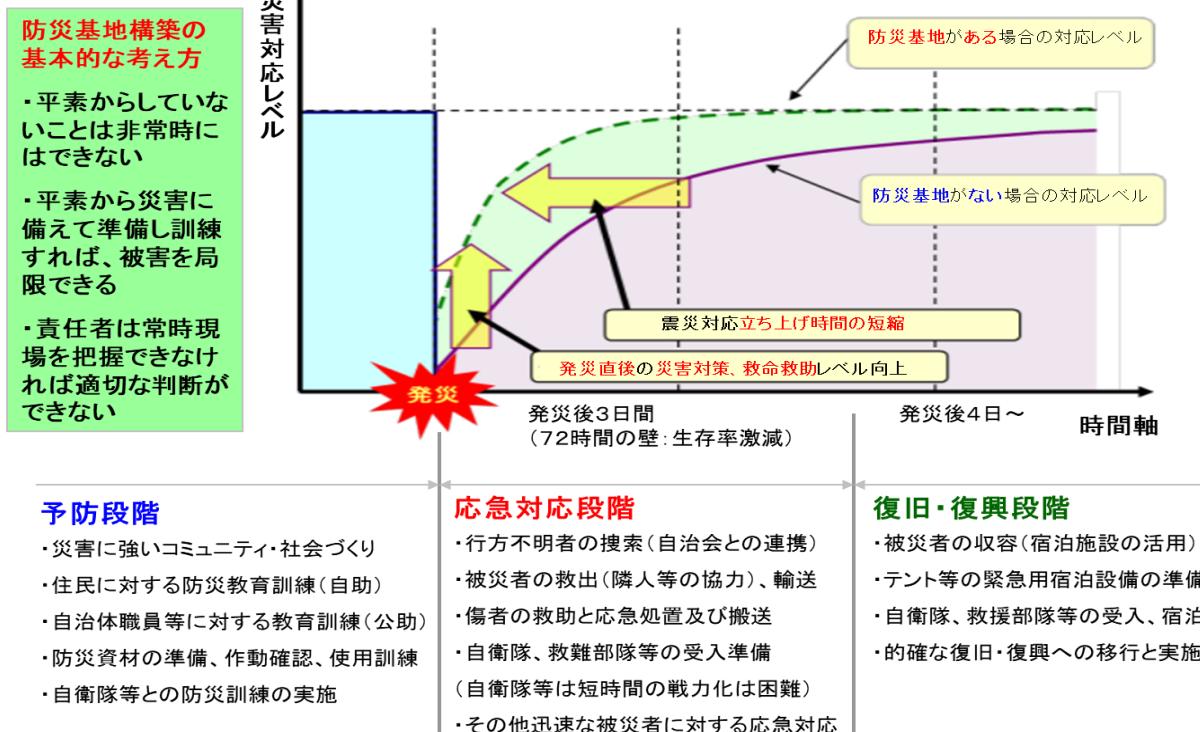
(常時、災害対応及び防犯の教育を受けて処理能力を有する人材(自衛隊OB等)が当直し即応態勢にある)

上記機能をすべて備えた「防災基地」を全国各地に構築し、大災害に備える

震災段階と防災基地の相関

防災基地が完成したならば

※防災基地に常駐する自衛隊OB等が中心に対応



平時と震災時における任務の区分

防災基地の平時と震災時の運用

